

小中学校校舎等照明器具ＬＥＤ化事業

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月
取手市

1 事業名称

小中学校校舎等照明器具 LED 化事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

取手市（以下「本市」という。）では、令和 2 年 8 月に「気候非常事態宣言」を表明し、令和 32 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を進めている。

本事業は、取手市内の小中学校校舎等の照明を LED に改修することによる高効率化を図ることで、省エネルギー化を推進し、消費電力を節減するとともに二酸化炭素排出量の削減を行い、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

最も経済的かつ効率的に実施するため、本市の資金と民間事業者の活力を生かし、事業期間を令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする ESCO（Energy Service Company）事業として、公募型プロポーザル方式により ESCO 事業提案を募集する。

3 事業概要

（1）契約方式

契約方式は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）とする。

本事業においては、ESCO 事業者の提案する照明 LED 化等に要する初期整備に係る費用分の資金を本市が調達する。

（2）契約期間及び ESCO 設備設置・サービス期間

契約期間は、契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

ESCO 設備設置期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（1 年間）とする。

サービス料の支払期間（以下「ESCO サービス期間」という。）は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（3 年間）とする。

（3）事業対象施設

ア 小学校 5 校

- | | |
|---------|--------------------|
| ・取手小学校 | 取手市東五丁目 3 番 1 号 |
| ・寺原小学校 | 取手市井野台五丁目 14 番 1 号 |
| ・永山小学校 | 取手市下高井 2340 番地 |
| ・取手西小学校 | 取手市稲 70 番地 |
| ・戸頭小学校 | 取手市戸頭三丁目 21 番 1 号 |

イ 中学校 3 校

- | | |
|----------|---------------|
| ・取手第一中学校 | 取手市吉田 470 番地 |
| ・取手第二中学校 | 取手市寺田 5147 番地 |
| ・藤代中学校 | 取手市櫛木 1343 番地 |

ウ 放課後子どもクラブ室 3 棟（上記小学校敷地内別棟）

- ・取手小学校放課後子どもクラブ室
- ・寺原小学校放課後子どもクラブ室
- ・戸頭小学校放課後子どもクラブ室

エ 学校給食センター 1 施設

- ・学校給食センター 取手市宮和田 1950 番地

（4）対象照明器具

本事業は既設照明器具を対象とし、適切な照度が確保できる LED 照明器具に交換すること。なお、既 LED

化済の器具（常用照明、誘導灯（非常灯含む）、屋外照明）は対象外とするが、交換が望ましい器具に関しては本市との協議の上で認めるものとする。

対象施設	総 数	内 訳		
		常用照明	誘導灯	屋外照明
取手小学校	1,270	1,162	49	59
寺原小学校	482	443	17	22
永山小学校	805	768	10	27
取手西小学校	618	595	18	5
戸頭小学校	731	701	28	2
取手第一中学校	664	627	16	21
取手第二中学校	803	765	23	15
藤代中学校	895	858	20	17
取手小学校放課後子どもクラブ室	31	25	3	3
寺原小学校放課後子どもクラブ室	51	50	0	1
戸頭小学校放課後子どもクラブ室	52	51	0	1
学校給食センター	128	118	4	6

※ 上記の数は施設竣工時の図面を基にしているため、現地と相違がある場合は、現地を優先する。

また、上記の対象照明器具以外の照明設備を交換する提案についても認めるものとするほか、付帯提案として実施する照明器具以外のその他設備の改修や交換等についても、本市と協議の上で認めるものとする。

（５）提供するサービス

事業者は、本市と結ぶ ESCO 事業契約に基づき、自らが行った提案を基に設計・施工（施工監理を含む）した ESCO 設備等を導入し、竣工後に本市に ESCO 設備等の引渡しを行い、契約期間内（ESCO サービス期間を含む）において、製品の性能保証及び保守等のサービス、省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとする。

（６）計測・検証

事業者は次の計測・検証方法を導入し、省エネルギー効果を確認するものとする。

官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課 平成 26 年 3 月）3.2.3 計測・検証方法の設定 １）オプション A 方式による計測・検証

（７）ESCO 設備の取扱い

事業者は ESCO 設備の設置後、自主検査を行い、本市に ESCO 設備等の引渡しを行うものとする。

（８）業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

ア 調査設計業務

- ① 既存照明器具の現状調査
- ② 現状調査に基づく交換工事計画の策定及び交換工事仕様書策定
- ③ 維持管理方法の検討及び維持管理仕様書の策定
- ④ 効果検証方法の検討及び効果検証仕様書の策定
- ⑤ ①から④を踏まえた事業計画の策定

イ 照明器具を用いた ESCO サービス業務

- ① 既存照明器具の取り外し及び LED 照明器具の設置
- ② 工事に関する諸手続

- ③ ESCO サービス期間内における ESCO 設備を用いたサービス提供業務
- ③ ESCO サービス期間内における ESCO 設備の維持管理業務（故障等不点灯時の対応）
- ④ ESCO サービス期間内における ESCO 設備の効果検証業務（電気消費量の測定方法）

ウ 上記の事業以外の事業者提案に基づく業務

4 事業費限度額

444,900,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

【内訳】初期整備費（令和 9 年度の事業限度額）

435,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ESCO サービス料（令和 10 年度から令和 12 年度まで（3 年間）の事業限度額）

9,900,000 円（年額 3,300,000 円）（消費税額及び地方消費税額を含む）

なお、プロポーザルの実施に当たり、本事業の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、事業期間中に税制変更があった場合、本市と協議を行うものとする。

5 選定方法及び契約方法

本事業は、取手市小中学校校舎等照明 LED 化事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、ESCO 事業提案書（以下「提案書」という。）の内容を基に、本市にとって最も効果的な提案を行った事業提案者（以下「最適事業者」という。）及び次点提案者を選定する。

なお、1 者のみの応募においても審査委員会にて最適事業者として適切であるかを選定する。

最適事業者は、本市と契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約（業務委託契約）を締結し、本事業を実施するものとする。

6 応募条件

（1）応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 名選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。
- ウ 参加表明書提出時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 事業役割を担う者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。
- オ 提案書の提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立の条件等に関しては、本市と協議し合意を得るものとする。

（2）応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、事業役割を担う代表企業及び構成員は、複数の役割を担うことができるものとする。
 - ① 事業役割：本市との対応窓口となり、契約諸手続を行い、事業全体を総括し事業遂行の責を負うものとする。
 - ② 設計役割：詳細調査及び設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。
 - ③ 施工役割：施工に関する業務を全て実施するものとする。
 - ④ その他役割：維持管理や効果計測・検証等を実施するものとする。

イ 各役割を担う者がそれぞれ異なる場合には、本市と契約時に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の了承を得なければならない。

ウ 事業役割を複数の構成員で担う場合は、各構成員間の事業役割に関する別途合意書を本市に提出するものとする。なお、その合意書には、事業役割を担う全構成員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割を担う構成員から 1 者を代表者として本市の対応窓口とする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとし、グループの場合は構成員としてこれらの要件を満たすこととする。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理等の業務を迅速に対応ができる者であること。

ウ 設計役割を担う者は、次のいずれかの資格を有する者に本事業の設計を担当させること。

① 建築設備士の資格を有し、電気設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者

② 設備設計一級建築士の資格を有する者

③ 電気設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者

エ 施工役割を担う者は、次の全てを満たすこと。

① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により電気工事に係る建設業の許可を有していること。

② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定による電気に係る監理技術者資格を持つ者が所属していること。

③ 参加表明書提出時に、取手市競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 63 年訓令第 7 号）第 5 条に規定する有資格者名簿の業種「電気」で登録されている者。

④ 施工役割の構成企業は、可能な限り市内工事業者を活用すること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は応募者及びその構成員となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領（昭和 61 年 5 月 1 日制定）又は取手市物品調達の契約に係る指名停止等措置要領（平成 6 年告示第 31 号）に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「構成手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は構成手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

オ 取手市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成 3 年告示第 11 号）に基づく指名除外等の措置を受けている者

カ 提出した書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者、若しくは妨げた者
- ク 法人税・消費税及び地方消費税、市税を滞納している者

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルに係る全ての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 著作権等

提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業方法又は維持管理方法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市から提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の構成員は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行うことにより、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効にする。

(10) 情報公開

提出された提案書等は、取手市情報公開条例（平成12年条例第6号）に基づく情報公開請求の対象とする。

8 地元業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事、ESCO設備の設置並びに維持管理において、可能な限り市内工事業業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

9 申込みの手続等

本事業に関する事務局は次のとおりとする。

担当窓口：取手市役所 教育委員会 教育総務課
住 所：〒300-1592 茨城県取手市藤代 700 番地
電話番号：0297-74-2141（内線 2015）
FAX 番号：0297-83-6610
電子メール：kyouikusoumuka@city.toride.ibaraki.jp

10 事業全体スケジュール 本事業は、次の日程で行う。

	項 目	日 程
①	実施要領の公表（本市ホームページで公開）	令和 8 年 10 月 9 日
②	実施要領に対する質問受付	令和 8 年 10 月 16 日まで
③	実施要領に対する質問回答	令和 8 年 10 月 23 日
④	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和 8 年 10 月 30 日まで
⑤	参加資格確認結果、提案要請書の通知	令和 8 年 11 月 6 日
⑥	現地調査（希望者）申込受付	令和 8 年 11 月 13 日まで
⑦	現地調査実施期間	令和 8 年 11 月 20 日まで
⑧	現地調査に対する質問受付	令和 8 年 11 月 25 日まで
⑨	現地調査に対する質問回答	令和 8 年 11 月 30 日
⑩	提案書の受付	令和 8 年 12 月 1 日から 12 月 10 日まで
⑪	プレゼンテーション、選考	令和 8 年 12 月 18 日
⑫	最適事業者及び次点提案者の選出、結果通知	令和 8 年 12 月 22 日
⑬	詳細協議、事業計画書作成	令和 9 年 1 月下旬まで
⑭	仮契約	令和 9 年 2 月上旬
⑮	ESCO 契約の締結（議決後本契約）	令和 9 年 3 月中旬
⑯	現地詳細調査、ESCO 設備の施工※ 1	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
⑰	ESCO サービス開始	令和 10 年 4 月 1 日
⑱	ESCO 設備の維持管理・効果検証	令和 10 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ 1 社会情勢に起因する期間内での施行困難となった場合は市側との協議により、期間を延長するものとする。

11 実施要領

（1）実施要領の公表

実施要領は、令和 8 年 10 月 9 日に本市ホームページにて公表する。

（2）実施要領に対する質問書の提出方法

令和 8 年 10 月 16 日までに、質問書（様式第 2 号）を電子メールで事務局に送信する。

質問は電子メールのみでの受付とし、件名を「小中学校校舎等照明器具 LED 化事業実施要領質問書」とする。

なお、送信後にメールの到着を電話で確認すること。

(3) 実施要領に対する質問への回答

競争上の地位を害するおそれがあるものを除き、令和 8 年 10 月 23 日に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

1.2 参加表明書

(1) 提出方法

令和 8 年 10 月 30 日までに、事務局に持参又は郵送により提出すること。

<持参の場合>

開庁時間内（平日、9 時 00 分から 16 時 30 分まで）に事務局に持参すること。代表者以外の構成員が代理持参することも可能とする。

<郵送の場合>

封筒の表面に「小中学校校舎等照明器具 LED 化事業参加表明書在中」と朱書きし送付すること。（令和 8 年 10 月 30 日必着）

(2) 提出書類

次の書類に様式番号を記したインデックスをつけ、A4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。なお、取手市競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 63 年訓令第 7 号）第 5 条に規定する有資格者名簿に登録がある場合については、下記エからクまでの書類については、提出不要とする。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

イ グループ構成表（様式第 3 号） ※グループで参加の場合のみ

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

ウ 印鑑証明書 ※事業役割のみ（写し可とする。）

所管法務局発行の証明書の原本で、受付日前 3 か月以内に発行されたもの

エ 商業登記簿謄本 ※事業役割のみ（写し可とする。）

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前 3 か月以内に発行されたものを綴じたもの

オ 納税証明書 ※事業役割のみ（写し可とする。）

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各 1 通ずつ綴じたものとし、事務局が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ 財務諸表 ※事業役割のみ

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書を綴じたもの（写し可とする。）。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

キ 会社概要 ※構成員全て

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたもの。なお、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

- ① 会社概要（様式第 4 号） ※構成員全て
- ② 企業状況表（様式第 5 号） ※構成員全て
- ③ 有資格技術職員内訳表（様式第 6 号） ※施工役割のみ
- ④ 各役割の責任者業務実績表（様式第 7 号） ※構成員全て
- ⑤ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。 ※構成員全て
- ク 建設業の許可証明書の写し
施工役割を統括する者は、建設業法第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可証明書の写し
- ケ 監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
クで建設業の写しを提出した施工役割を担う者については、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写し
- コ 各資格者免許証の写し ※施工役割のみ
有資格技術職員のうち、各資格の有資格者 1 名分の資格者証（表裏）の写し
- サ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 8 号） ※構成員全て
- シ 役員等名前一覧表（様式第 9 号） ※構成員全て
- ス その他本市が必要と認める書類

1 3 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、令和 8 年 11 月 6 日に文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。また、提案書の提出者として資格が確認された者については、合わせて提案要請書を交付し、本市から次の資料を提供する。

ア 既存建物参考図

※ 既存建物参考図は紙媒体のみとなっているため、事務局での閲覧のみの対応とする。なお、カメラ撮影等は可能とするが、カメラ等必要な物は各自持参すること。

イ 電気料明細（令和 7 年 4 月分から令和 8 年 3 月分まで）

1 4 現地調査

参加表明書及び資格確認書類を提出した応募者で現地調査を希望する者を対象に、次のとおり実施する。

なお、11 月 6 日以前に現地調査を希望する場合、11 月 6 日に提案要請書が交付されない可能性があることを理解した上で申込みを行うこと。

（1）申込方法

令和 8 年 11 月 13 日までに、現地調査申込書（様式第 10 号）を電子メールにより事務局宛てに提出すること。

（2）現地調査の日程

令和 8 年 11 月 20 日まで

具体的な日時は、現地調査申込書（様式第 10 号）に記載したメールアドレスへ通知する。

※ 対象施設は授業等を行っているため、施設側の都合により、希望日時での対応ができかねる場合がある。

（3）留意事項

ア 現地調査の参加者は 3 名以内とし、教育総務課へ参加者名簿（任意様式）を提出すること。また、その

際に現地調査に関する注意事項等を確認した上で見学すること。

イ 車で来庁する場合、1 参加者につき 2 台までとし、施設駐車場に駐車すること。

ウ 資料、カメラ等必要な物は各自持参すること。また、カメラ撮影は児童・生徒等が写らないように最大限配慮し、撮影したものは本事業以外の使用を禁止とする。

(4) 現地調査に対する質問の提出方法

令和 8 年 11 月 25 日までに、質問書（様式第 2 号）を電子メールで事務局に送信する。

質問は電子メールのみでの受付とし、件名を「小中学校校舎等照明器具 LED 化事業現地調査質問書」とする。なお、送信後にメールの到着を電話で確認すること。

(5) 現地調査に対する質問への回答

競争上の地位を害するおそれがあるものを除き、令和 8 年 11 月 30 日に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

1.5 提案書の提出

(1) 提出方法

令和 8 年 12 月 1 日から 12 月 10 日までに、事務局に持参又は郵送により提出すること。

<持参の場合>

開庁時間内（平日、9 時 00 分から 16 時 30 分まで）に事務局に持参すること。

代表者以外の構成員が代理持参することも可能とする。

<郵送の場合>

封筒の表面に「小中学校校舎等照明器具 LED 化事業提案書在中」と朱書きし送付すること。

（令和 8 年 12 月 10 日必着）

(2) 提出書類

ア 提案書は A4 縦長ファイルに綴じ、2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。

- ① 提案書提出届（様式第 11 号）
- ② 提案総括表（提案の概要）（様式第 12 号の 1）
- ③ 提案総括表（改修提案項目一覧表）（様式第 12 号の 2）
- ④ 提案総括表（契約内容提案書）（様式第 12 号の 3）
- ⑤ 使用機器提案書（様式第 13 号）
- ⑥ 施工計画書（様式第 14 号）
- ⑦ 工事予算等経費計画書（様式第 15 号）
- ⑧ 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式第 16 号の 1）
- ⑨ 維持管理等提案書（維持管理見積書）（様式第 16 号の 2）
- ⑩ 維持管理等提案書（緊急時対応計画書）（様式第 16 号の 3）
- ⑪ 追加提案書（様式第 17 号）

イ 提案見積書（任意様式）は正本 1 部提出。

- ① 宛名は「取手市長」とすること。
- ② 消費税及び地方消費税を含む金額とし、施設ごとに金額の積算内容が分かるように記載すること。

(3) 作成要領

ア 書式は全て横書き片面印刷、フォントは「BIZ UD ゴシック」、文字サイズは「11 ポイント」で統一すること。

イ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切行わないこと。

ウ A4 版以外の様式は、A4 版サイズに折り込むこととし、カラー、図表の挿入も可能とする。

エ エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

1 次エネルギー換算係数（電気）：8.64MJ/kWh

（資源エネルギー庁公表 令和 8 年度）

二酸化炭素排出係数：0.000436t-CO₂/kWh

（環境省・経済産業省公表 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 令和 6 年度実績）

オ 電気料金については、照明灯が年間 4,000 時間点灯することとし、次の値を基に算出すること。

電気料金単価：基本料金 2100.00 円/kW、ベーシック（全日）16.41 円/kWh

燃料費等調整単価：-0.90 円/kWh

再生可能エネルギー発電促進賦課金（税込）：4.18 円/kWh

（ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 令和 8 年 4 月実績）

(4) 提示条件

応募者は、次の条件に基づき提案書を作成する。

ア 本事業の提案に当たっては、ESCO 事業費総額の 1 円当たりの消費電力削減量を最大化すること。

イ ESCO サービス料の算定に当たっては、使用時間を考慮し、ESCO サービス期間内の不点灯ランプの交換を見込むこと。

ウ ESCO サービス期間中の令和 10 年 4 月 1 日から 3 年間は、電気消費量の削減見込みの達成状況を検証し、本市へ報告すること。

エ 照明器具の選定に当たっては、種類を減らす等、規格の統一化を検討すること。

オ その他、この実施要領に定めることのほか、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な変更事項が生じた場合には、応募者に通知する。

1.6 プレゼンテーション実施及び評価

(1) プレゼンテーション実施日時

実施日は令和 8 年 12 月 18 日に実施とし、プレゼンテーションの順番は提案書提出届（様式第 11 号）に記載された代表企業の電話番号下 4 桁の小さい順とする。会場と時間については別途通知する。

なお、応募者が 1 者のみにおいても同様にプレゼンテーションを実施する。

(2) 提案の所要時間

プレゼンテーション：30 分程度

審査委員会によるヒアリング：15 分程度

(3) 審査

審査委員会が、事業者、企画提案、施工・維持管理、環境対策等の観点から総合的な審査を行い、最適事業者 1 者、及び次点提案者 1 者を選定する。

審査においては次の事項を重視し、下線部については特に重視する。なお、評価基準・評価項目は「別表 1 ESCO 事業提案審査評価項目」のとおりとする。また、100 点満点の 6 割である 60 点以上であることを評価基準点として設定する。

- ア 経営状況等から、本市の計画どおりに本事業を実施することが可能か、具体的に確認できる提案であること。
- イ 市内工事業者の積極的な活用等、本市経済への寄与に貢献できることが具体的に示された提案であること。
- ウ 照明 LED 化の関連事業の実績があること。
- エ LED 照明器具は、過去に設置実績のある国内メーカーの製品であること。
- オ 照度を満たすことへの考え方が具体的に確認できる提案となっていること。
- カ 創意工夫して器具選定をしていること。
- キ 工事工程が妥当で無理・遅延のないものとなっていること。
- ク 作業体制や施工時の周囲への配慮が具体的に示されていること。
- ケ 設備の修繕等について、連絡体制や対応方法等、具体的な提案があること。
- コ 維持管理、計測・検証方法について、具体的で確実性のある計画となっていること。
- サ 設備の信頼性について、具体的な提案があること。
- シ 二酸化炭素排出量の削減率が優れていること。
- ス 省エネルギーに対する任意提案項目があること。
- セ 事業費の総額が少ないこと。
- ソ 提案が全体としてバランスが良く、優れていること。

(4) 最適事業者の選定

審査の結果、審査委員会の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最適事業者とし、次点提案者を次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された省エネルギー率が高い応募者を最適事業者とする。省エネルギー率も同等の場合は、審査委員長の判断により最適事業者を決定する。

(5) 留意事項

- ア プレゼンテーションの参加者は 5 名以内とし、応募者が特定できるような物品等を持ち込まないこと。
- イ プレゼンテーションの内容は非公開とし、傍聴することはできない。
- ウ 資料の追加配付や提案書に記載されていない追加提案等の説明はできないものとする。
- エ プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、提案者が用意すること。

17 審査結果の通知

- ア 審査結果は、令和 8 年 12 月 22 日に本市ホームページで公表し、応募者には文書（電子メール）で通知する。
なお、電話等による問い合わせには一切応じない。
- イ 最適事業者に選定されなかった応募者は、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない）以内に、市長に対して、書面によりその理由の説明を求めることができる。

18 詳細協議

最適事業者に選定された提案者は、本市と契約締結に向けた詳細協議を行う。詳細協議の内容は、ESCO 設備の設置及び維持管理、省エネルギー保証、支払い方法等に関することとする。なお、最適事業者との協議が不調となった場合、次点事業者（以下順次繰り上げる）と契約の協議を行う。

19 契約締結

(1) 契約の方法

詳細協議の結果、双方が合意した場合、随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、この業務委託契約については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年条例第 6 号）に基づき、議会の議決に付する契約となることから、仮契約を締結した後、令和 9 年 3 月開会予定の令和 9 年第 1 回取手市議会定例会での議決をもって本契約となる。

(2) 契約の時期

令和 9 年 2 月上旬 仮契約

令和 9 年 3 月中旬 本契約（議決後）

(3) 契約の概要

本実施要領、維持管理計画書に基づき、本市と事業者の間で、本実施要領に定める詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき ESCO 設備の設置及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法等を定めるものとする。なお、契約金額の確定については、提案された内容が基本となるが、本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約するため、提案見積書の額と同額になるとは限らない。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 支払時期

ESCO 設備の設置に関する費用については、設置完了後に一括して支払うものとする。

ESCO サービス期間の支払時期については、詳細協議において協議するものとする。

20 仕様書

本事業の ESCO 設備の設置に係る仕様書については、小中学校校舎等照明器具 LED 化事業仕様書のとおりとする。

21 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、実施要領、本市が提供した資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は、自身の責により本事業を遂行し、本市は、契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者の責任分担

ア 基本的な考え

本事業が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動等、事業者の帰責事由によらない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「別表 2 リスク・責任分担表」（以下「リスク分担表」という。）によることとし、事業者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、リスク分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(4) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 本契約締結前の場合については、次の措置を講ずるものとする。

① 提案書、維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合等、事業者の帰責事由により契約できない場合は、事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

② 本市の指示により事業が中止された場合には、事業者は、提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。

イ 本契約締結後の場合については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

2.2 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案書の受付期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提案書に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 提案書の事業費が限度額を超えている場合

2.3 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第 18 号）を提案書受付締切日の前日までに、事務局に持参又は郵送により提出すること。

<持参の場合>

開庁時間内（平日、9 時 00 分から 16 時 30 分まで）に事務局に持参すること。

代表者以外の構成員が代理持参することも可能とする。

<郵送の場合>

封筒の表面に「小中学校校舎等照明器具 LED 化事業提案辞退届在中」と朱書きし送付すること。

（提案書受付締切日の前日までに必着）

2.4 留意事項

次の事項に留意すること。

ア 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。

イ 参加表明書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないものとする。

ウ 提出された参加表明書及び提案書は、最適事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。

エ 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

オ 本事業は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。

カ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。

- キ 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ク 事業者の帰責事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は事業者が賠償するものとする。
- ケ 国、県等の補助事業に必要な書類等の作成をすること。